

No.	質 問	回 答
1	今後は、訪問型サービスAの内、訪問型生活支援事業をA-1、軽度生活支援事業をA-2と表現されるのか？	訪問型生活支援事業、軽度生活支援事業と表現します。
2	事業所の事務的な部分について、事務量が増加するように推測するが、簡素化できる部分はあるか？ 訪問介護サービス（県指定）は、県が指導監査を実施し、現行相当サービス及び基準緩和サービス（市指定）は、市が指導監査を実施されることになるが、別途監査資料を準備しなければならないのか。	監査資料項目については、県の指導監査資料に準じたもので検討します。また、指定申請に係る資料についても、県の指定様式に準じたものとし、できる限り新たな項目等の追加がないように検討します。 事業所の指定更新の時期についても、県と市の指定更新が同じ時期になるように検討しています。
3	総合事業に係る請求は、訪問介護サービスと同様に国保連合会へ請求するが、項目が増えるという解釈でいいのか。	基準緩和サービスについては、市が設定するサービスコードにより、国保連合会へ請求していただくこととなります。
4	軽度生活支援事業について、事業者への支払方法が、「事業者に直接支援」となっているが、利用者負担金を市が直接徴収するということか。	軽度生活支援事業の利用者負担金は、事業所が徴収する方向で検討しています。
5	軽度生活支援事業は、シルバー人材センターに委託ということですか。	現時点で、29年度はシルバー人材センターへの委託を考えています。ただ、他の民間事業所等から実施の希望があれば、今後検討していきます。
6	軽度生活支援事業の報酬単価はいくらか。	1,131円/回です。ただし、買い物が含まれる場合は、1,131円/回に206円/回を加算します。
7	資料10頁の「その他のサービス」は、見守り支援サポーターのみか。	見守り支援サポーターのみではありません。 例として、見守りサポーターを記載していますが、万華鏡等のさまざまなボランティアグループがあります。
8	介護職員又は基準緩和サービス担い手養成研修について、受講対象要件や時間数はどのように考えているか。	受講対象者を限定する予定はありません。研修内容と時間数については、現在、県が標準カリキュラムを検討していますので、その標準カリキュラムを基に市で検討します。

No.	質 問	回 答
9	<p>現行相当サービスについては、みなし指定期間終了後には、現行相当サービス事業所指定を受け、新たに事業所番号が付番されるということであったが、訪問型生活支援事業は、現行相当サービスと同一番号となるのか、それとも別の番号が付番されるのか。</p>	<p>一体的に運営を行う場合、事業所番号は同一番号になります。ただ、事業所指定は、それぞれに指定（現行相当サービス、基準緩和サービス）を受ける必要があります。</p> <p>なお、現行相当サービスについては、平成27年3月31日において、定介護予防サービス事業所の指定を受けている場合は、平成30年3月31日まではみなし指定のため、新たに指定を受けていただく必要はありません。しかし、平成30年4月1日以降は、現行相当の指定を受けていただく必要があります。それとは別に、平成29年4月1日から、基準緩和サービスを実施される場合は、基準緩和サービスの指定を受けていただく必要があります。</p>
10	<p>現行相当サービスと訪問型生活支援事業は、指定基準も異なるのか。</p>	<p>お見込のとおり。</p>
11	<p>現行相当サービスと訪問型生活支援事業の人員配置の届出は、別々にしなければいけないのか。</p>	<p>事業所指定が、それぞれの指定になるため、人員配置もそれぞれ別に届けることとなります。</p>
12	<p>介護職員又は基準緩和サービス担い手養成研修のみ受講者は、現行相当サービスに従事できないということでしょうか。</p>	<p>お見込のとおり。</p>
13	<p>現行相当サービス及び基準緩和サービスについて、新たに訪問介護計画書は示されるのか。</p>	<p>現行の計画書から変更する予定はありません。</p>
14	<p>介護保険制度改正の動向等を踏まえると、今後、要介護1～2も介護保険給付から外されることが推測されるなかで、将来的に生活支援サービスに関する事業が、地域支援事業から外された場合でも、何かしらの生活支援サービスが必要だと考える。訪問介護サービスについて、将来的に市はどのように考えているか。</p>	<p>訪問型サービスが地域支援事業から外された場合、訪問型生活支援事業の現行報酬単価を市の一般財源のみで継続するのは困難です。ただ、全く実施しないというわけにもいかないと思います。</p> <p>また、軽度生活支援事業やその他サービス等で、高齢者の生活支援サービス需要に対して供給できるだけの体制が整えられるのかも大きな課題になってくると思います。</p>
15	<p>現行相当サービスの対象者は、①認知症自立度Ⅱ以上、②退院・退所3ヶ月以内の人、③末期癌や神経難病等の進行性で重度化が予想される人、④その他、現行相当サービスが必要な人で、自立支援型ケアマネジメント会議で決定するということが、現行相当サービス対象外とされた方には、誰が説明するのか。</p> <p>また、利用者が現行相当サービス対象外の結果に納得されない場合、市も説明をしてくれるのか。</p>	<p>まず、担当ケアマネジャーが行います。</p> <p>なお、利用者が、担当ケアマネジャーの説明で納得されない場合は、地域包括支援センターに協力依頼するとともに、市も説明します。</p>

No.	質 問	回 答
16	<p>要支援者の訪問介護利用者が120人程度から、80人程度になっているという説明があったが、その要因は何か。</p>	<p>平成27年4月時点でケマネジャーに問い合わせ確認したのが、要支援1が44人、要支援2が74人で合計118人でした。 平成28年5月時点では、要支援1が36人、要支援2が52人で合計88人になっています。 訪問介護利用者が減った要因として、あくまで推測になりますが、次の2点があげられます。 ① 要支援者が要介護者になられた。 ② 地域包括支援センターが担当している方で、見守り支援サービスに移行できる方で、既に移行している方がおられる。</p>
17	<p>訪問介護（県指定）と現行相当サービス（市指定）間で、サービス提供責任者の兼務は可能なのか。</p>	<p>お見込のとおり。</p>
18	<p>現行相当サービスの報酬加算は、現行相当と記載されているが、減算についても現行相当か。</p>	<p>お見込のとおり。</p>
19	<p>訪問型生活支援事業の報酬加算は、無しと記載されているが、減算要件はあるのか。</p>	<p>市指定基準の詳細はこれから詰めていくこととなりますが、その基準に合わない場合は、減算となります。</p>
20	<p>現行相当サービス報酬加算の介護職員処遇改善加算は、29年度から訪問介護（県指定）の介護職員処遇改善加算額が変更になれば変更されるということか。</p>	<p>お見込のとおり。なお、基準緩和サービスには、報酬加算がありません。</p>
21	<p>現在、利用されている方が、現行相当サービス又は基準緩和サービスのいずれになったのかは、いつ頃ケマネジャーから連絡があるのか。</p>	<p>自立支援型ケアマネジメント会議を終えた利用者については、現時点で現行相当サービス又は基準緩和サービスのいずれに該当するかは決定しており、随時、利用者への説明、ケアプランの見直しをしていただくよう伝えています。</p>
22	<p>基準緩和サービスの訪問型生活支援事業又は軽度生活支援事業のいずれを利用するかは、自立支援型ケアマネジメント会議で決定するのか。</p>	<p>自立支援型ケアマネジメント会議では決定しません。 ケマネジャーと利用者との話し合いで、適切なサービスを選択していただくこととなります。</p>
23	<p>状態像の急変等により、基準緩和サービスから現行相当サービスに変更が必要なケースが生じた場合、その決定は毎日実施してくれるのか。</p>	<p>状態像の急変等によりサービス内容に変更が必要な場合は、市に協議を行ってください。また、介護保険給付によるサービスが必要な場合は、要介護認定申請を行ってください。</p>